

重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
代表者	理事長 高田英一
主たる事務所 所在地・連絡先	(所在地) 京都府城陽市寺田林ノ口 11 番 64 (電話) 0774-30-9000 (FAX) 0774-55-7708

2 事業所の概要

事業所名	綾部市東部地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）
所在地・連絡先	(所在地) 綾部市十倉名畑町欠戸 29 番地の 1 (電話) 0773-21-5295 (FAX) 0773-21-5296
事業所番号	第 2601800028 号（平成 25 年 1 月 1 日綾部市指定）
管理者の氏名	山本 有美
サービス提供地域	山家 口上林 中上林 奥上林

3 事業の目的

要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防サービス計画または介護予防マネジメントケアプランの作成、介護予防サービス等に関する情報提供、利用者の課題・問題等の把握のほか、相談・連絡等を行い、在宅生活を送る上で必要な介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを行います。

4 事業所の運営方針

ア 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅事業対象者および要支援者依頼を受けて、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントケアプラン(以下「計画」という。)を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

イ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正・中立に行うこととします。

5 職員体制

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
 - ② 保健師またはこれに準ずる者(常勤)
 - ③ 社会福祉士またはこれに準ずる者(常勤)
 - ④ 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者(常勤)
- ②③④の資格のうち、2資格を有する職員を配置する。

6 営業日及び営業時間

① 営業日	月曜日から金曜日
② 休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
③ 営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

7 事業内容

- (1) 事業の提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得ます。
- (2) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行います。
- (3) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定します。
- (4) 計画作成に当っては、医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービス提供の手続きを行います。また、サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得ます。
- (5) 予め、利用者等に対し、利用者が病院もしくは診療所(以下「医療機関等」という)に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととします。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼します。
- (6) 利用者等が、訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場合においてのみ、計画に位置づけます。この場合、意見を求めた主治の医師等に対して計画を交付します。なお、予防サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行います。

- (7) サービス担当者会議等を通じ、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めた上で、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成します。
- (8) 指定介護予防サービス事業者等からのモニタリング報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行います。
- (9) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行います。
- (10) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号29条から第31条)に従って実施します。

8 利用者負担

介護予防支援に要する費用については、要支援または事業対象者の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので利用者負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できなくなった場合は、一旦、下記の利用料金をお支払いください。

利用区分	サービス類型	サービス単価
要支援	介護予防支援	初回加算 3,000 円 基本料 4,420 円/月
要支援および 事業対象者	現行相当(プランA)	初回加算 3,000 円 基本料 4,420 円/月 委託連携加算 3,000 円
	緩和した基準(プランB)	初回加算 3,000 円 基本料 3,090 円/月 委託連携加算 3,000 円
	プランC	基本料 4,420 円/初回1回のみ

9 緊急時及び事故発生時の対応

事業の実施中に利用者様の健康状態が急変したとき、又はその他緊急事態が発生したときは、速やかに医療機関、ご家族等に連絡するなどの対応を行います。また、当事業所が賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償の手続きを行うとともに、その原因を究明し再発防止に努めます。

10 個人情報の取扱について

- (1) 当事業所の従事者は、綾部市個人情報保護条例(平成15年綾部市条例第31号)を守り、業務上知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (2) サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議等に必要な場合は、利用者様の同意を得て、必要な範囲内で個人情報を用います。なお、介護保険要介護・要支援新規(更新)認定申請書又は要介護状態区分変更認定申請書の同意欄をもって同意を得たものとします。

1 1 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所に対する苦情は、次の窓口で受け付けます。

○綾部市東部地域包括支援センター

電 話 0 7 7 3 - 2 1 - 5 2 9 5

ファックス 0 7 7 3 - 2 1 - 5 2 9 6

受付時間 午前8時30分から午後5時15分 まで

(土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日は除く)

担 当 山本 有美

(2) 当事業所以外にも苦情を申し出ることができます。

○綾部市地域包括支援センター

電 話 0 7 7 3 - 4 2 - 3 2 8 0 (綾部市役所代表) 内線334

ファックス 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (綾部市代表)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日、日曜日、
祝祭日、12月29日から1月3日は除く)

○京都府国民健康保険団体連合会介護保険課

所 在 地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地 COCON烏丸内

電 話 0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 9 0

ファックス 0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 5 5

受付時間 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝祭日、
12月29日から1月3日は除く)

介護予防支援の契約にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者説明者) 綾部市東部地域包括支援センター

(説明者) _____

(介護予防支援業務委託先事業者)

所在地

名 称

代表者 _____

(介護予防支援業務委託先事業者説明者)

私は本書面により、事業者または委託先事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者の家族代表)

住 所 _____

氏 名 _____